

指定通所介護事業者 指定申請の手引き

R 5 年 8 月版

この手引きは随時見直しをかけております。指定申請の際は、つくば市ホームページで最新版の御確認をお願いいたします。

1 指定要件の概要

通所介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。(※障害福祉サービスにおける指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の指定を受けた事業者が、共生型居宅サービスの特例により指定を受ける場合には、「2 共生型通所介護の基準」を御確認ください)

(1) 法人であること。

営利法人・非営利法人を問わず、法人格を有していればこの要件を満たすこととなります。ただし、法令により事業を実施できない法人や管轄庁の許認可が必要な場合があります。

(2) 人員基準を満たすこと。

ア 管理者

事業所ごとに、常勤・専従の管理者を置かなければなりません。ただし、管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。

※「常勤」とは、当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする)に達している者のことであり、雇用上、正職員であるか非正規職員であるかは問いません。

イ 生活相談員

・指定通所介護の単位の数にかかわらず、指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要です。

※各営業日ごとに、サービス提供時間数以上を超える時間数の、生活相談員の配置が必要です。

・生活相談員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

(ア) 社会福祉士

(イ) 社会福祉主事

(ウ) 精神保健福祉士

(エ) 介護福祉士

(オ) 介護支援専門員

ウ 看護職員

・指定通所介護の単位ごとに、専従する看護師又は准看護師が 1 人以上必要です。

※サービス提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、営業日ごとの配置が必要です。

・病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとすることができます。

※この場合、連携先との協定は文書を取り交わし、連携体制を明確に規定することが必要です。

エ 介護職員

・指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となります。

利用者数 15 人まで

→確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数

利用者数 16 人以上

→確保すべき勤務延時間数＝（利用者数－15）÷5＋1）×平均提供時間数

※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

※介護職員については、指定通所介護の単位ごとに常時 1 人以上確保する必要があります。なお、利用者の処遇に支障がなく、単位ごとに介護職員等が常に 1 人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。

・令和 3 年度報酬改定により、無資格の全ての従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置をとることが義務づけられました。（令和 6 年 3 月 31 日までの経過措置期間あり。期間中は無資格者でも就業可能。）事業所が新たに採用した従業者に対する当該義務付けの適用については、採用後 1 年間の猶予期間が設けられます。（同じく令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務。）

オ 機能訓練指導員

- ・指定通所介護事業所として 1 人以上の配置が必要です。
- ・機能訓練指導員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

(ア) 理学療法士

(イ) 作業療法士

(ウ) 言語聴覚士

(エ) 看護職員（看護師又は准看護師）

(オ) 柔道整復師

(カ) あん摩マッサージ指圧師

(キ) はり師（一定の実務経験を有する者）※ 1

(ク) きゅう師（一定の実務経験を有する者）※ 1

※ 1 はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。

・営業日ごと、サービス提供時間を通じての配置は必要ありません。なお、利用者の日常生活や行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

ア 設備基準

・食堂（食事を提供しない場合は不要）、機能訓練室、静養室、相談室、事務室のほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、サービス提供に必要な設備及び備品等を備える必要があります。

・食堂及び機能訓練室については、それぞれ必要な広さを有し、その合計面積は、有効面積が 3 m²に利用定員を乗じて得た面積以上であることが必要となります。なお、事務所や相談室への出入りに機能訓練室を通行する場合は、幅 1 m を通路として有効面積から除外してください。

・静養室は、利用者が静養するために必要な広さを有し、ベッド等の設備が設置されている必要があります。（利用者 10 人に対し 1 以上のベッド等を設置することが望ましい。）

・相談室については、遮へい物の設置等によりプライバシーへの配慮がなされることが必要となります。

・利用者が使用する設備（食堂、機能訓練室、静養室、相談室）を 2 階以上に設ける場合はエレベータ等を設置することが必要となります。

・事務室では、利用者の個人情報等が記載された書類を保管するための鍵付きの書庫が必要となります。

イ 運営基準

運営基準の詳細については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及びその解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日付け老企第25号）」を参照してください。

2 共生型通所介護の基準

共生型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者又は指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定通所介護です。

共生型通所介護事業所が満たすべき基準は次のとおりです。

(1) 従業者の員数及び管理者

ア 従業者

指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という）の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

この場合において、指定生活介護事業所等の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算すること。

イ 管理者

指定通所介護の場合と同趣旨であるため、本手引き「1(2)ア管理者」の項目を参照してください。なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えありません。

(2) 設備に関する基準

指定生活介護事業所等として満たすべき基準を満たしていること。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとすよう配慮すること。

なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテーション等の仕切りは不要であること。

(3) 技術的支援

指定通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(4) 運営等に関する基準

ア 運営基準

通所介護の運営基準の規定は、共生型通所介護に準用されます。「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及びその解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日付け老企第25号）」を参照してください。

イ 利用定員

共生型通所介護の利用定員は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限です。つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）と障害給付の対象となる利用

者（障害者及び障害児）の数との合計数により利用定員を定めること。

ウ その他の留意事項

多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定しています。

このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとして認められません。

3 つくば市通所介護等事業所の新規指定に関する取扱い

つくば市では平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所及び第 1 号通所介護事業所（以下「通所介護等事業所」という）を新規指定するにあたり、各日常生活圏域におけるサービス提供量の均衡及び事業所間のサービス提供の均衡を図るとともに、サービスの質を一定に確保するため、次のとおり条件を定めています。

【新規指定における条件】

介護保険法に基づく指定基準を満たし、次の各号いずれかに該当する通所介護等事業所を新規指定するものとする。なお、定員が 45 名以上の通所介護等事業所についてはその周辺の状況も含めて判断する。

※1 定員 45 名以上の設定根拠については別表 1 のとおり。

(1) 次のいずれにも該当すること

ア 日常生活圏域ごとに、事業所の定員数の合計÷高齢者福祉計画で定める通所介護等事業所のサービス見込量の値が 3.0（人/日）を超えないこと。

※2 日常生活圏域ごとの数値は別表 2 のとおり。

イ パチンコやカードゲーム、麻雀等を行うことに特化したいわゆるカジノ型デイサービスを提供しないこと。

(2) 他の通所介護等事業所と比べて特色のある事業を行い、利用者に有益だと認められること。

(3) その他市長が適当であると認められること。

4 指定通所介護事業所等における宿泊サービス（お泊まりデイ）の届出について

指定通所介護事業所等の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス（宿泊サービス）を行う事業所は、市への届出及び事故発生時には事故報告を行うことが義務づけられています。詳細は厚生労働省通知「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」を御確認ください。人員や設備の指針の概要は以下のとおりです。

(1) 人員

提供時間帯を通じて、介護職員（資格を有することが望ましい）又は看護職員が常時 1 名以上確保すること。

(2) 設備

・利用定員は、昼間の通所介護の利用定員の 1/2 以下かつ 9 人以下であること。

・宿泊室は、個室については 7.43 m²以上とすること。

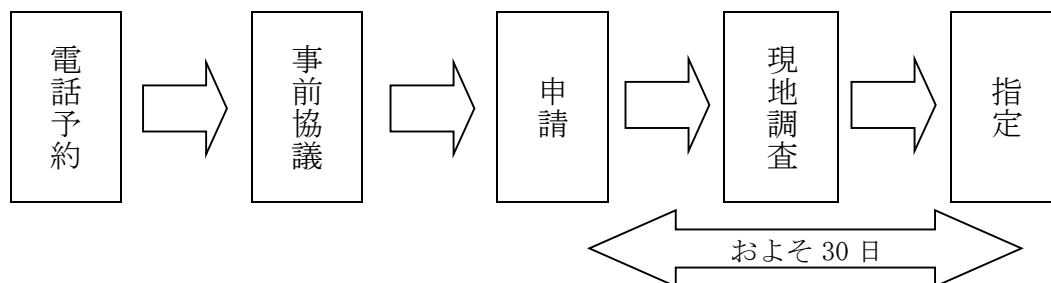
・個室以外の宿泊室の定員は、1 室あたり 4 人以下とし、1 人あたり 7.43 m²以上の広さを確保した上で、かつ、パーティションや家具などで利用者同士の視線の遮断

が確保される、プライバシーに配慮したものであること（カーテン不可）

- ・消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならないこと。

5 申請の流れ

- ・申請前に**必ず事前協議を行う**必要があります。高齢福祉課計画・施設係に電話で予約の上で、「事前協議シート」と、添付書類のうち用意が可能なものを持参してください。
- ・**申請から指定までの標準処理期間は 30 日**ですので、事業開始を予定する日の 30 日前までに事前協議を済ませて、申請書類を**全て揃え、直接、高齢福祉課へ持参して提出**してください。申請書類が揃っていない場合、受理できませんので御了承ください。
- ・申請受付後、現地調査を行います。その後、審査の上、問題がなければ指定の処理を行い、通知します。ただし、書類に不備がある場合等は審査期間が 30 日を超える場合がありますので御了承ください。
- ・なお、介護保険サービスの実施にあたって、市の認可（社会福祉法人）、県の認可（医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署との協議を行い、各手続を済ませた上で、申請書類を提出してください。



6 申請に必要な書類

申請の際は「付表（別添）添付書類・チェックリスト」に記載されている書類をすべて揃え、順番にA4版（2穴）のフラットファイルにまとめて綴り、各資料の右側にどの添付書類が分かるように番号表示のインデックスを貼付したものを、正本と副本各1部作成し、正本をつくば市に提出してください。なお、正本の提出時には、副本作成の確認のため、副本も持参してください。（副本は事業所保管となります。）

共生型通所介護として申請する場合は、「障害福祉サービス（指定生活介護事業所等）の指定の指令書又は指定更新の指令書の写し」及び「通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていることが分かる書類（技術的支援を受けている事業所名及び事業所所在地、具体的な技術的支援の内容を説明する書面）」を上記書類とあわせて提出してください。

7 その他

- (1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解の上、取り組まれるようお願いします。
 - ※ 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>）等を御参照ください。
- (2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（<http://www.wam.go.jp/>）でも提供されていますので御参照ください。
- (3) 「事前協議シート」、「付表（別添）添付書類・チェックリスト」及び事業者の指定に必要な様式はつくば市ホームページからダウンロードできますので御活用ください。

い。

URL : <https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/shigoto/shisetsu/index.html>

8 お問い合わせ・申請書提出先

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市高齢福祉課 計画・施設係

TEL 029-883-1111

FAX 029-868-7534

E-mail wef030@city.tsukuba.lg.jp

別表1 定員45名以上の設定根拠について

通所介護費の規模による区別は次のとおりとなっている。

区分	施設基準
通常規模型	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人以内
大規模型Ⅰ	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人を超え900人以内
大規模型Ⅱ	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が900人越

1月の利用日数を20日として、平均利用延人員数900人を20日で割ると、1日当たりの利用人数が45名となるので、事業所定員が45名以上の事業所を大規模型Ⅱの通所介護事業所とする。

別表2 令和5年4月1日現在（最新の値については、高齢福祉課計画・施設係までお問合せください）

	大穂	豊里	谷田部西	谷田部東	桜	筑波	荃崎	合計
認定者数	780	713	1,350	1,215	1,278	1,214	1,236	7,786
サービス見込量（年）※1	28,293	25,863	48,969	44,072	46,357	44,036	44,834	282,425
サービス見込量（日）※2	91	83	157	141	149	141	144	905
事業所定員の合計	165	111	218	372	290	155	263	1,574
事業所定員の合計/サービス見込量（日）	1.8	1.3	1.4	2.6	2.0	1.1	1.8	1.7

※1 サービス見込量（年）：第8期つくば市高齢者福祉計画にある令和5年度の通所介護及び地域密着型通所介護の利用回数のサービス見込量を日常生活圏域の認定者数の割合に按分したものの。

※2 サービス見込量（日）：サービス見込量（年）÷52（週）÷6（日）